指定居宅介護支援事業所 各位

令和3年度介護報酬改定に伴う契約書、重要事項説明書、居宅サービス計画書の 署名押印に係る取扱いついて(令和3年8月2日現在)

長岡京市高齢介護課

平素は本市の介護保険事業の運営について、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。 令和3年度介護報酬改定に伴う「利用者への説明・同意等に係る見直し」として、基準省令及 び標準様式の改正が行われたことについて、長岡京市の取扱いを整理しましたのでお知らせしま す。

## 利用者への説明・同意等に係る見直し

- ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
- イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を 明示するとともに、様式例から押印欄を排除する。

(「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より)

### 電磁的方法について

事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。

(令和3年3月16日厚生労働省通知より)

- (1) 重要事項説明書、居宅サービス計画書の署名押印について
  - 押印欄は削除されましたが、従来どおり利用者から同意を得る必要があります。
  - ・ 文書により同意を得る場合は、署名により同意を得てください(押印不要)。署名ができない利用者については、代筆(代筆者氏名、本人との関係等をあわせて記載)が可能です。
  - ・ 押印の廃止は強制されるものではありませんので、利用者の状況に応じて柔軟に対応して ください。
  - ・ 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者やその家族等が同意の意思表示をした場合が考えられます。単にメールで資料を送付しただけでは、同意に代えることはできません。

【裏面へ】

# (2) サービス利用票(第6表)の利用者確認の方法について

- ・ 新様式において「利用者確認欄」が削除されましたが、居宅サービス計画書記載要領に、 「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用表(控)に、利用者の確認を受ける。」と記載されているため、従前どおり利用者への確認は必要です。
- ・ 利用者から確認を得た事実確認ができるよう、署名または押印により確認を得てください。
- ・ 確認の記録を居宅介護支援経過(第5表)に記載してください。

#### (3) 契約書の署名押印について

- ・ 「押印についてのQ&A」(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)の「問1. 契約書に押印しなくても、法律違反にならないか」において、「私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。」とされていることを参考に、柔軟に対応してください。
- ・ 電磁的方法による締結は、利用者・事業者間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名または記名押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

## (4) その他

- ・ 利用者への説明、同意、契約に関しては居宅介護支援経過(第5表)にも記録し、実地指導等の際に提示できるようにしてください。
- ・ 関連する通知等をご参照ください。

「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」(厚生労働省)

「押印についての Q&A」(令和 2 年 6 月 1 9 日内閣府・総務省・経済産業省)

「介護保険最新情報 Vol.934」(令和 3 年 3 月 16 日厚生労働省老健局)

「介護保険最新情報 Vol.958」(令和 3 年 3 月 31 日厚生労働省老健局)

#### (5) お問い合わせ

長岡京市高齢介護課介護保険係

電話 075-955-2059 FAX 075-951-5410